

基礎技術習得の証明書

住 所

氏 名

上記の者は、
年 月 日までの間、
無形文化財技術伝承者養成事業の

氏指導のもとに
年 月 日より
の基礎技術を習得し、重要
科研修生として適格と認めます。

令和 年 月 日

代表機関名
(又は師匠の氏名)

所在地
(又は住所)